

京都市立桂川中学校 部活動運営方針

京都市立桂川中学校
校長 上田 裕
生徒指導部・部活動係

1. 部活動のねらい

生徒が自分の興味や関心に応じて自主的、自発的に活動する中で、個性を伸長し、社会性や人間性を育み、顧問や生徒相互の人間関係を育てる等、生徒の心身の健全な育成と責任ある個人としてふさわしい資質を育てることをねらいとする。

2. 位置づけ

部活動は本来、教育課程外で行われるものであるが、教職員と生徒が共に活動するものであり、また部活動の目的からも、学校教育の重要な活動の一つであると位置づける。

3. 部の成立・設立・顧問について

- (1) 部の設立については、準備委員会の検討をもとに、職員会議で協議し、校長が決定する。
- (2) 原則として、前年度より活動している部を優先とする。生徒数や教職員数を考慮して変更する場合もある。
- (3) 顧問の決定については、希望と承諾を原則に、校長が委嘱する。顧問が複数いる部の顧問は大会の引率を考え、他の部の顧問を兼務することもある。また、体育系部活動は複数顧問が望ましい。

4. 活動期間

4月1日～3月31日までとする。(4月1日～1学期始業式までは、仮活動期間) また、活動時間帯については、下記の運営規定に従うものとする。なお、新入生については、部活動体験期間を経て、正式入部とする。新入生の部活動体験期間の時間は16:30までとする。(ただし、顧問の直接指導が可能な場合のみ)

5. 運営組織

職員会議の了承のもとに部活動検討委員会が運営にあたる。メンバーについては、部活動係(3名)、生徒指導部長・生徒会主任とする。

6. 経費について

部活動運営に必要な経費として部員から部費を徴収する場合は、月300円を上限とし、必ずその旨を保護者に周知する。部費は、顧問が管理し、年度ごとに決算報告書を保護者、管理職、係へ提出する。また、大会等への参加交通費や個人が使用する用具等の費用は自己負担とする。

なお、吹奏楽部と放送部については、校内行事と関連が深いので、特別部として扱う。これらの部の活動費用は公的予算+部費で補われるとする。

7. 部活動中の災害と責任について

部活動は学校教育活動の一環であるため、教育課程内の場合と同じ扱いをする。

8. 運営規定

部活動中は、運営規定の下、以下の原則顧問が直接指導にあたり、生徒個々の様子を把握し、健康面・安全面に十分留意して活動する。緊急時やむを得ず顧問が不在になる場合は、他の顧問と連携し、管理職に報告した上で、安全に留意した活動内容や練習方法をあらかじめ生徒に指導する。また、顧問は部員が完全に下校するまでは学校にいること。(校内に部員が1人でもいると活動とみなす)

(1) 活動期間

4月1日から翌年3月31日とする。

(2) 活動時間及び休業日の設定

- ① 平日2時間程度、学校休業日(土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間等)は3時間程度を活動時間とする。休業日の練習試合も半日とする。
- ② 週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日以上、土曜日及び日曜日も少なくとも1日以上を休養日とする。長期休業中も同様。(例えば、3連休の活動は、2日以内とし、いずれも半日を越えない。4連休以上の場合も、活動日は連休日数の半分を越えない。)
- ③ 公式戦(中学校体育連盟主催の大会もしくは協会等が主催する大会)により、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合(土日とも活動した場合)は、休養日を翌週(平日)の他の日に振り替える。
*日曜日に公式戦があり、生徒の安全管理上、前日の土曜日に活動が必要と判断したときのみ、または、土日とも公式戦があったとき。
*土曜日が公式戦の時は、翌日曜日は必ず休養日とする。
- ④ 遠征(合宿・全日のカップ戦や練習試合)は、原則、長期休業中に実施、生徒の翌日からの学校生活に影響がないようにする。年間に3回を越えない。

(3) 完全下校

- ① 完全下校時刻15分前までは活動を終了し、完全下校時刻を厳守させる。
- ② 気象条件等やその他の理由により、完全下校時刻については教職員の了承のもとに変更もある。
- ③ 生徒の下校時は、教職員全員で下校指導を行う。

《活動時間》

活動終了時刻	完全下校時刻	期間
16:50	17:00	4月1日～3月31日
17:20	17:30	延長部活(公式戦直前(1週間前)等)

(4) 朝練習

原則、活動しない。

(5) 校内での活動場所及び校外の活動

- ① 活動場所は、原則校内(教室・グラウンド・体育館・プール等)とする。体育館・グラウンド割り当ては、顧問同士の相談により決定する。また、牛ヶ瀬グラウンドも校内に準じる。
- ② 校外で活動する場合は、顧問の指導の下で活動すること。また、休日等に、校外で活動する場合は、顧問の引率・指導の下で活動すること。
- ③ 公共交通機関で移動するときは、安全に留意し、マナーをしっかり守る。会場校や活動施設の使用上のルールに従い、感謝の気持ちをもって活動すること。

(6) 活動停止日

下記の日・期間は、原則として活動停止とする。

- ① 職員会議・研修会

- ② 教職員研修日
- ③ 定期テスト 1 週間前からテスト終了までの期間（ただし、テスト最終日は除く）
- ④ 夏季学校閉鎖日・年末年始学校閉鎖日
- ⑤ 入学式・卒業式の前日及び当日
- ⑥ 体育大会前日・合唱コンクール当日
- ⑦ 校外学習・チャレンジ（ファイナンスパーク）学習等、校外での学習や行事の実施日
- ⑧ 宿泊を伴う行事の前日
- ⑨ 光化学スモッグ注意報・警報が発令されたとき（グラウンドでの活動を停止し、屋内で待機）
- ⑩ その他、学校体制・気象条件などで活動困難と判断した日

※なお、上記の場合でも、公式戦直前（1 週間前）等、参加生徒の怪我防止・安全管理上やむを得ないと判断したときは、管理職の了承のもと活動を認める。

（7）活動について

- ① 活動の際には、活動に適した服装で行う。
- ② 校舎内にスパイク類を履いて立ち入らない。
- ③ 校舎内の教室を利用する場合は、割り当てられた教室で行う。
- ④ 所定の更衣場所での更衣を徹底する。
- ⑤ 活動場所や使用した教室の清掃等、校内美化に心がけ、施設や器具を大切に使用する。
- ⑥ 土日祝日、休業中の活動は、顧問が来るまで生徒は校内に入ることはできない。
- ⑦ 公式戦等で応援に行く生徒は、通学服を着用する。

（8）その他

- ① 月単位の活動予定・土日等の校外活動予定を前月に管理職に提出する。（校外活動届提出）
- ② 遠征（合宿・全日のカップ戦・練習試合）は、事前に管理職に要項等を提出し、許可を得る。
- ③ 通常の活動場所以外の教室（会議室）等を使用する時は、部活動係・管理用務員に連絡し、顧問が責任を持って戸締まりをする。
- ④ 顧問は、月単位の活動予定や土日等の校外活動予定を事前に生徒・保護者に配布すること。特に、校外で活動する場合は、帰宅時刻をあらかじめ保護者に連絡しておく。
- ⑤ 雷が発生した場合は、速やかに生徒を屋内に避難させ、安全が確認できるまで、屋内で待機させる。
- ⑥ やむを得ず転退部するときは、保護者・担任・旧顧問（新顧問）との十分相談の上、退部届を提出することで認められる。
- ⑦ 公式戦等、保護者の会場校への車の乗り入れは禁止とする。顧問は、これを保護者に周知する。
- ⑧ いかなる理由があっても体罰や暴言は許されないものという認識を持って指導にあたる。
- ⑨ **スグールなどの保護者連絡ツールで部内の連絡が行き渡るように努める。**